

## 海 外

### 欧 州 諸 国

#### ◇フランス政府、企業の人員解雇手続き簡素化に関する法案を閣議で承認

1. フランス政府は5月14日、「人員解雇に係る行政認可取得義務の廃止」法案を閣議で承認した。本法案の骨子は、以下のとおり。

##### (1) 即日実施分

- イ. 企業経営上の必要から行う10人未満の解雇については、行政上の事前許可を免除(ただし、本年末までは暫定措置として、労使間での事前協議が必要)。  
ロ. 経営上の必要から行った解雇の後一年以内に新規採用を行う場合に、従来義務づけられていた行政上の事前認可手続きを廃止(ただし、雇用安定のための公的資金の受給企業については、引続き本件に関する行政認可が必要)。

##### (2) 87年1月1日以降実施分

現行認可制度を全面廃止。なお政府は、本制度廃止に伴う新たな解雇手続きを策定するため、今後労使各団体に対しその具体案の協議を委ね、その合意内容を待って今秋本件に関する第2の法案を国会に上程する見込み。

2. 本法案の趣旨につき、セガン社会問題・雇用相は以下のとおりコメントしている。

「① 解雇に関する行政の事前認可制度は1975年(前シラク内閣時)に制定されたものであるが、その目的は高水準の失業手当(当時は失業後1年間にわたって、失業前の給与の90%を支給)を狙った不正受給の増加をチェックすることであった。しかしその後、失業手当の水準は漸次下げられていることから、もはや本制度の存在意義は乏しくなっているうえ、本制度の存在が企業家にとって新規採用の足かせとなるなどの悪影響をもつに至っている。

② 本制度の廃止により解雇の波が広範化するとは思っていないが、ここ数か月は本措置に伴う雇用面への影響について、注意深く見守っていく方針である。」

#### ◇フランス、預貯金等の金利引下げおよび為替管理・金融資本市場の第2次弾力化措置等を発表

1. バラデュール経済・財政・民営化相は5月15日、①預貯金・制度融資の金利引下げ措置および②為替管理・金融資本市場の第2次弾力化措置(フランス・フラン切下げ時に発表した第1次弾力化措置<本年5月号「要録」参照>に続くもの)を発表した。なお、これら一連の弾力化措置と併せ、同相は③対外債務の期限前返済促進の意向も明らかにしている。

2. 今次措置の概要は、以下のとおり。

##### (1) 預貯金・制度融資金利の引下げ(5月15日以降実施)

###### イ. 預貯金

	従 来	改定後
通 帳 預 金 <sup>(注)</sup>	6.0%	→ 4.5%
産 業 振 興 口 座	6.0	→ 4.5
庶民貯蓄通帳預金	7.0	→ 5.5
積立式住宅貯蓄	7.5	→ 6.0
通帳式住宅貯蓄	5.5	→ 4.0
金利通増型TB	1年物	6.0 → 4.5
	2 〃	7.0 → 5.5
	3 〃	8.0 → 6.5
	4 〃	8.5 → 7.5

(なお、5年物は現行9.0%で据置き)

(注) 利子課税通帳および同非課税通帳(貯蓄金庫扱いのA種通帳、相互信用金庫扱いの青色通帳)。

なお、利子非課税通帳の預入限度額は、5月30日以降現行の68,000フランから72,000フランに引上げ。

###### ロ. 制度融資金利

住宅ローン(PAP)	9.98% → 8.60%
預金供託金庫の地方公共団体向け貸付	10.5 → 9.5
企業向け各種制度融資	8.75~9.5 → 8.75に統一

##### (2) 為替管理の緩和(5月21日以降実施)

###### イ. 資本移動の自由化関連

(イ) 証券外貨(devis-titre)制度<sup>(注)</sup>を廃止

(注) 居住者が外国証券取得のために使用可能な外貨を外国証券売却代金(すなわち証券外貨)に限定した制度(56年6月号、本年2月号「要録」参照)。

(ロ) 居住者の海外におけるセカンドハウス購入を自由化

(ハ) 海外に居を構える場合の財産の対外送金を自由化

###### ロ. 企業の為替リスク管理関連

(イ) 先物カバーの条件緩和…輸入先物予約の最長期間を3か月から6か月に延長するとともに、その対象を従来の商品輸入のみから、サービス、債務の満期返済、商品先物取引等にも拡大。

(ロ) 外貨建輸出代金のフラン転換義務の緩和……外貨建輸出代金のフランへの転換期限を従来の「受領後8日以内」から「同1か月以内」に緩和。

(3) 金融資本市場の自由化

イ. 金融政策関連

87年1月1日以降、量的貸出規制(貸出準備率制度)を廃止。

ロ. 預金金利の自由化

従来定期預金は「1年超(ただし、50万フラン超の預金は、6か月以上)」のものについて金利が自由化されていたが、今後「3か月超」のものにまで範囲を拡大。

(現行<85年7月1日以降>)

	1~6か月未満	6~12か月	12か月超
50万フラン以下	3.5%	5.0%	自由
50万フラン超	$\frac{MM^*+3.5}{2}$	自由	

(改定後)

	1~3か月	3か月超
50万フラン以下	4.5%	自由
50万フラン超	$\frac{2}{3}MM^*$	

\* コール翌日物レートの月中平均金利。

ハ. 新金融商品関連

(イ) CDの最短期間の短縮……CDの最短期間を以下のとおり段階的に短縮。

従来            本年6月            87年3月  
                  1日以降            1日以降

6か月 → 3か月 → 10日

(ロ) CPの最長期間の延長……従来CPの最長期間は6か月であったが、本年6月1日以降2年に延長。

(イ) 金融会社(Sociétés financières: リース、割賦販売金融、有価証券投資等を行う金融機関)に

し、期間2~7年の債券発行を認可。

ニ. 証券市場関連(5月15日以降実施)

事業債、地方債に関する起債調整( la procédure du calendrier)を廃止。

ホ. その他

87年1月1日以降、銀行の店舗( guichet)開設・移転・譲渡に関する事前認可制度を廃止。

(4) 対外債務の返済

EMS再調整後の大量の外資流入に伴い、外貨準備高が急増(EMS再調整<86年4月>後3週間で+500億フラン)していることにかんがみ、対EC借入分のうち18億ドルを期限前返済(EMS再調整後計150億フランの対外債務を返済)。

3. 今次措置の発表に際し、バラデュール経済・財政・民営化相は、要旨以下のとおりコメントしている。

① 預貯金金利の引下げ幅については、最近の物価鎮静化を勘案すると、2%とすることも可能であったが、大衆貯蓄振興という観点から、あえて1.5%にとどめた。この結果、預金者は実質金利で2%(通帳預金4.5%、4月消費者物価前年比+2.6%)を確保しうることとなり、前年(1%程度)やそれ以前(概ねマイナス)の水準と比べ、はるかに有利なものとなっている。

② 政府がこれまで発表した一連の施策(利下げ、為替管理の緩和、価格統制の緩和等)により、企業活動の自由度は著しく拡大している。したがってもはや投資あるいは新規採用を躊躇する理由はないはずであり、今度は企業が行動を起す番である。わが国の成長力回復のため、企業が積極的な経営活動を展開することを期待している。]

◇フランス政府、86・87年の経済見通しを発表

1. フランス政府は6月24日、「国民所得勘定委員会(Commission des Comptes de la Nation)」において、新政府として初めて本年および明年の経済見通しを公表した。

本経済見通しの概要は、以下のとおり。

- (1) 実質GDP成長率……個人消費、設備投資を中心に、本年+2.5%、87年+3.0%と堅調に推移する見通し。なお輸出については、本年停滞(+1.7%)のあと、明年は好伸(+5.4%)する見通し。
- (2) 消費者物価……本年はフランス・フラン切下げ時に発表(本年5月号「要録」参照)した目標値(86年中前

フランス政府の経済見通し

(前年比・%)

	85 年	86 年		87 年	
	実績	前回見通し (85/9月)	今次見通し	見通し	
実質 GDP (マルシャンベース)	1.1	2.1	2.5	3.0	
個人消費	1.9	1.6	2.7	2.2	
企業投資	1.9	4.0	4.3	5.4	
輸出 (うち工業製品)	1.9 ( 0.9)	3.4 ( n.a.)	1.7 ( 1.3)	5.4 ( 6.4)	
輸入	2.9	3.7	4.7	5.3	
消費者物価上昇率(年平均)	5.8	3.4	2.4	2.0	
実質可処分所得	0.5	1.3	2.9	2.2	
雇用者数(企業部門)	△ 1.2	△ 0.4	△ 0.2	+ 0.3	
貿易収支(億フラン)	△ 300	+ 50	+ 190	+ 250	
行政部門赤字(対名目 GDP比)	△ 2.6	△ 3.2	△ 2.8	△ 2.6	
前 提	対ドル・フランスフラン相場	9.0	8.5	7.22	7.25
	主要貿易相手国GDP	2.3	2.2	2.7	2.6
	原油価格(ドル/ バレル)	27.6	25.0	17.8	17.8
	主要貿易相手国消費者物価	4.6	4.0	2.3	2.4

年比、+2.4%)を維持。87年については、年平均+2%と一段の安定を予想。

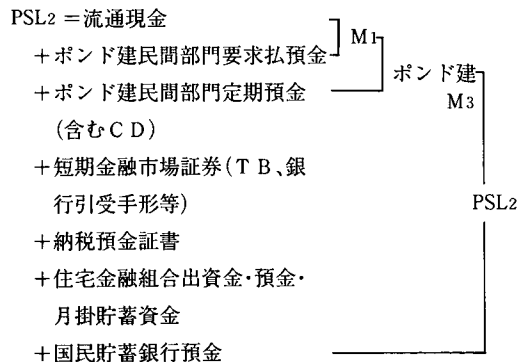
- (3) 貿易収支……原油価格の下落やドル安に伴う輸入金額の減少が寄与し、本年中190億フランの黒字に転換、さらに87年には黒字幅を一層拡大する見通し(250億フラン)。
- (4) 企業部門の雇用者数……本年中には頃来の減少傾向に歯止めがかかり、87年にはわずかなら増加(前年比+0.3%)する見込み。

2. なお、本経済見通しに関して経済・財政・民営化省はコミュニケを発表し、①インフレの鎮圧こそが、わが国企業の競争力を維持し、成長、雇用拡大を実現させる、②失業問題克服のため、最も有効な方策は、わが国経済の新たな自由化を推進することである、として「物価重視、経済自由化」が経済政策の基本方針である旨、改めて強調している。

◆英国、広義流動性指標(PSL<sub>2</sub>)の定義を変更

1. 英蘭銀行は、6月26日公表の四半期報で、従来からのPSL<sub>2</sub>の定義に以下の項目を追加するかたちでその定義を変更する旨発表した。

- ① 住宅金融組合への出資金
  - ② 住宅金融組合月掛貯蓄資金
  - ③ 満期2年超の銀行定期預金
- したがって、新しいPSL<sub>2</sub>の定義は以下のとおり。



(注) なお、PSL1はM1+ポンド建民間部門定期預金(含むC D、ただしC D以外は満期2年以下)+短期金融市場証券(T B、銀行引受手形等)。

2. 今回の変更は、住宅金融組合が銀行との競争激化に伴い出資金から預金への転換を容易に認めるようになり、出資金の流動性が高まったことに呼応した措置とみられている。

なお、PSL2については82年～83年にかけて一時目標値が設定されたこともあるが、その後は単なる民間部門流動性把握のための参考指標として計数が発表されている。

#### ◇英国、ポンド建C P市場を創設

1. ローソン蔵相は4月29日、ポンド建C P(コマーシャル・ペーパー)の発行を容認する方針を決定した旨の書簡を議会に提出、これを受けて英蘭銀行も同日ポンド建C Pに関する通達(取扱要領)を发出し、5月20日よりポンド建C P市場が創設された<sup>(注)</sup>。

(注) これに先立ち、企業のC P発行代わり金を銀行法上の「預金」に含めない旨の法改正が行われた。

2. 英蘭銀行通達により示されたポンド建C Pの取扱要領は以下のとおり。

- (1) 発行主体……純資産額50万ポンド以上でロンドン証券取引所上場の法人(英国籍であることを問わず)、および同法人が保証を与える100%子会社。ただし、銀行(銀行の子会社、持株会社を含む)、住宅金融組合はC D発行が可能なため、C Pの発行を認めない。
- (2) 保証……銀行による保証、および親会社による100%子会社に対する保証のみ認める(券面に保証の有無<保証付きの場合は保証者名>を記載の要)。
- (3) ディスクロージャー……発行要項を出さない場合は、発行者は券面に当該企業(親会社による保証が行われている場合には親会社)がロンドン証券取引所の市場ルールを満たしていることにつき記載の要。
- (4) 最低発行単位……50万ポンド。
- (5) 期 間……7日以上1年未満。
- (6) 英蘭銀行への報告義務……発行者は、①発行(借換えを含む)のつど発行額を、また②四半期末(86年9月までは月末)の発行残高と期(月)中の発行・償還額を、各々英蘭銀行に報告しなければならない。
- (7) 発行方式……直接発行、仲介者(アンダーライター、ディストリビューター)を介した発行のいずれも可。
- (8) アンダーライター……当面は、資本充実度や流動性

に関して英蘭銀行の監督を受ける英国法人の銀行に限って、アンダーライター等の業務を認める。なお、英蘭銀行は現在議会で審議中の投資家保護法が施行され投資業務に関する監督体制が整備された時点で、アンダーライター等の資格要件を見直す予定であるが、それ以前に同業務を希望する英国法人以外の銀行とは個別協議に応じる(こうした個別協議の結果、Morgan Guaranty, Morgan Stanley, Salomon Brothersの米系証券3社をアンダーライターとして承認)。

(9) 税制面での取扱い

- ① 利子所得にかかる源泉徴収なし。
  - ② 印紙税の対象外。
  - ③ 発行者の支払金利は、法人税算定上の控除対象。
3. 本件につき市場筋では、「フランス等でC P市場が創設されたほか、ユーロC Pも盛行をみており、ポンド建C Pの発行を禁じておくことはロンドン金融市場の国際競争力の観点からは必ずしも適当でないことなどから前向きに検討され、今回の決定に及んだもの」とコメントしている。

#### ◇イタリア政府、デノミ法案を議会に提出

1. イタリア政府は6月3日の閣議でイタリア・リラのデノミネーションに関する法案を承認し、上院に提出した。
2. 同法案の概要は以下のとおり。
  - (1) 現行の1,000リラを1新リラ(Lira Nuova)とする。
  - (2) 1新リラ未満の補助単位の呼称はチェンテジミ(Centesimi, 100分の1新リラ)とする。
  - (3) 今回のデノミは、大蔵大臣の提案に基づき閣議で協議されたうえイタリア共和国大統領令によって制定される日から実施される。
  - (4) 新リラと旧リラとが並行して流通する経過期間を設ける。
3. 今回のデノミ法案の閣議決定について、同日ゴリア蔵相は以下のようにコメント。

「新しい通貨はイタリア経済の抱える根本的な問題を解決する訳ではないが、少なくとも計算上の不便を正すことに役立つ。この時期にデノミ法案を提出したのは、インフレ率の鈍化傾向と経済回復が軌道に乗り始めたという事実を踏まえたものである」。

## アジア諸国

### ◆韓国、86年のマネーサプライ目標値を引上げ

韓国政府・中銀は6月16日、86年のマネーサプライ目標値(12月の前年比)を当初計画(85/12月、経済運用計画)の+12~+14%(M2ベース)から4%ポイント引上げ+16%~+18%(M2+C D<sup>(注)</sup>ベース)とする方針を表明した。これにつき政策当局は「最近の景気拡大、国際収支改善等に伴うマネーサプライの増加に対処して、前年比+18%を越えない範囲で通貨政策を弾力的に運用していく」(鄭財務長官)と説明している。

韓国のマネーサプライは、86年3月以降かなり伸びを高め(M2 前年比、86年1月+13.2%→3月+16.2%→5月+17.2%<M2+C Dベースでは+17.5%>)、すでに当初の目標圏を大きく上回っていた。最近の伸びは改訂後の目標圏内に収まっているが、韓国銀行では、今後マネーサプライの増勢が強まった場合に対処するため、本年下半期にも上半期同様8千億ウォン程度の通貨安定証券を発行する方針を表明している。

(注) 従来、経済運用計画等で公表されるマネーサプライ管理上の中心指標はM2であったが、このたび初めてM2+C Dの形で発表。なお、C Dは84年6月に創設されている。

### ◆韓国、公定歩合を引上げ

韓国銀行は7月10日、公定歩合(商業手形再割引率)をこれまでの5%から7%に引上げ、即日実施する旨を発表した(82年3月<6.5%→5.0%>の引下げ以来の変更)。

韓国銀行では、今回の引上げについて、「マネーサプライ伸び率(M2+C Dベース)を修正目標値(+16~+18%、6月、<本号「要録」参照>)以内に抑制するのが目的」と説明している。

#### 商業手形割引率

	優遇適格業種向け	一般向け
81年12月29日	10.5%	11.0%
	↓	↓

82年1月14日	6.5	7.0
	↓	↓
3月29日	5.0	5.5
	↓	
5月7日	5.0*	
	↓	
86年7月10日	7.0	

\*82年5月7日以降、金利体系の簡素化等を目的に一本化されている。

## 共産圏諸国

### ◆東欧諸国、新経済5か年計画(1986~90年)を決定

東欧7か国(東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラビア)は、3月から6月にかけて相次いで党大会を開催、前5か年計画期間(1981~85年)中の経済実績を発表するとともに、経済改革を目指した新経済5か年計画(1986~90年)を採択した。まず、前5か年計画期間中の実績をみると、対外債務累増を回避するための輸入抑制に伴う必要資材の供給不足等から工業生産が低い伸びにとどまったほか、農業生産も干ばつ、厳冬等異常気象もあって総じて低迷を続けたため、生産国民所得の伸びは多くの国が計画比未達に終わっている。一方、新5か年計画では、総じて前5か年計画並みないしそれを幾分上回る意欲的な目標が掲げられている。こうした目標達成のため昨年末のコメコン総会で採択された「2000年までの科学技術総合計画」に基づき、各国の相互協力の下で高度先端技術開発を推進するほか、経済の効率化を狙って経済改革(経済制度の見直しなど)にも着手する方針が打出されている。もっとも、各国の抱えている対外債務問題が今後とも尾を引くとみられるほか、主要輸出品である石油製品の価格下落や穀物輸出に対するソ連原発事故の影響が懸念されており、新5か年計画の達成は必ずしも容易なものではないとみられている。

## 東欧諸国の新旧5か年計画

	生産国民所得 (年平均伸び率、%)		工業総生産高 (年平均伸び率、%)			工業の労働生産性 (年平均伸び率、%)		農業総生産高 (年平均伸び率、%)				
	81~85年		86~90年		81~85年		86~90年		81~85年		86~90年	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画	実績	計画
東 ド イ ツ	5.1~ 5.4	4.8	4.6	5.1~ 5.4	4.8	4.3	5.1~ 5.4	4.5	8.4	1.0~ 1.2	n.a.	1.6
(注1) ポーランド	(83~85年) 3.2~ 3.8	(同左) △ 0.8	3.0~ 3.5	2.3~ 2.7	△ 0.2	3.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2.2	n.a.
チェコスロバキア	2.2	1.8	3.4~ 3.5	2.8	2.7	2.8~ 3.4	n.a.	2.2	n.a.	1.9	1.7	1.3
ハンガリー	2.7~ 3.2	1.4	2.8~ 3.2	3.5~ 4.1	2.3	2.7~ 3.0	n.a.	3.4	4.1~ 4.6	2.3~ 2.8	2.3	1.4~ 1.9
ルーマニア	6.7~ 7.4	4.4	7.6~ 8.3	7.6	4.0	10.0~ 10.6	n.a.	n.a.	10.0	4.5~ 5.0	3.5	5.4~ 5.8
ブルガリア	3.7	3.7	4.1~ 4.6	5.1	4.6	4.7~ 5.4	n.a.	n.a.	4.6~ 5.4	3.4	△ 0.1	1.2~ 1.6
(注1) ユーゴスラビア	(注2) 4.5	(注2) 0.7	(注2) 4	5	2.7	4.5	n.a.	△ 0.6	2	4.5	0.0	5

(注1) ポーランド、ユーゴスラビアは政府案段階の計数。(注2) ユーゴスラビアは社会的総生産。

## ◇中国、人民幣レートを切下げ

中国当局は7月5日、人民幣の対主要通貨レートを15.8%(IMF方式では13.6%)前後切下げると発表し、即日実施した。

旧 新 切下げ率( )内  
はIMF方式)

対米ドル 3.1903→3.6943元 15.8%(13.6%)  
(1ドル当たり買値)

対円 1,979.71→2,292.48元 15.8%(13.6%)  
(10万円当たり買値)

対香港ドル 40.88→47.30元 15.7%(13.6%)  
(100香港ドル当たり買値)

中国当局は85年初来最近まで貿易収支の改善を目的に人民幣レートを小刻みに切下げているが(1年半の間で通計14.3%<IMF方式では12.5%>)、今回の措置も86年経済計画(86年4月の全人代で採択)で目標としている「輸出を促進する一方、輸入を抑制し、貿易収支を改善させる」方針に沿ったものとみられている。